

日本の食料安全保障について

令和8年5月
農林水産省

我が国の食料の安定供給の確保の考え方

- 国民に対する**食料の安定的な供給**は、**国内の農業生産の増大**を図ることを基本とし、これと併せて、**安定的な輸入及び備蓄の確保**を図る。
- 近年、世界的な人口増加による食料需要の増加、気候変動に伴う干ばつや高温などの異常気象の頻発化など、**世界の食料需給を不安定化させるリスク**が高まっている。
- 特に、食料や生産資材の多くを海外の特定の国・地域に依存している我が国は、より一層大きな影響を受けるおそれがあり、国内の食料が不足した場合には、国民生活や国民経済に大きな支障が生じることから、令和 6 年 6 月に成立した「**食料供給困難事態対策法**」に基づき、政府が不測時の対策を総合的かつ一体的に実施するための**基本方針**を令和 7 年 4 月に定めた。

世界の食料安全保障に関するリスクの高まり

世界人口の増加など食料需要の増加

これまで

- ・ 単収の増加
- ・ 収穫面積の増加（森林の開発等）

により対応してきたが、さらなる増加には限界

その一方

供給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

異常気象の頻発化、被害の激甚化

干ばつ、高温等による
世界同時不作等

家畜伝染病や植物病害虫の侵入・まん延リスクの増大

アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等による生産、輸入への影響

新たな感染症の発生リスクの高まり

感染症による国内外の物流・サプライチェーンへの影響

地政学的リスクの高まり

政治情勢に起因した食料や肥料貿易の制限・規制等

穀物等の畜産需要や非食用需要の増加

新興国・途上国の畜産需要や、バイオ燃料需要の増加

輸入競争の激化

需給ひっ迫時の買い負けリスク

（１）平時における取組

①国内の農業生産の増大

- ・食料自給力の確保（担い手の確保や農地の集積・集約化等）
- ・生産性の向上（農業生産基盤の整備・保全、先端技術の開発・普及）
- ・付加価値の向上、輸出の促進 等

②安定的な輸入の確保

- ・我が国事業者が輸入相手国に有する調達網への投資促進
- ・二国間の政府間対話
- ・国内における官民の情報共有 等

③総合的な備蓄の推進

- ・国内に存在する備蓄を官民トータルで把握 等

（２）不測時における取組

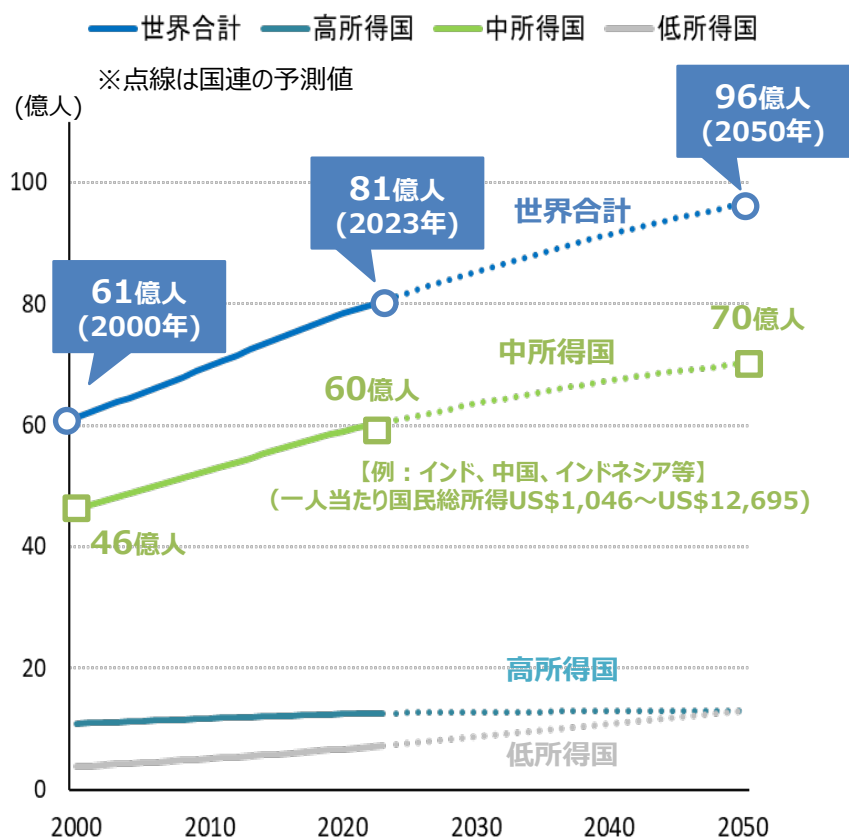
食料供給困難事態対策法に基づく供給確保対策

- ・政府対策本部の下、政府一体となった総合的な対策を実施
- ・事態の深刻度に応じ、事態の深刻化を防ぐことを目的として必要な対策を行う
- ・事業者の自主的な事業活動・経営判断を尊重し、事態の解消が困難な場合に限り、出荷販売の調整・輸入の促進等の措置を講じる。

世界的な食料需要の増加

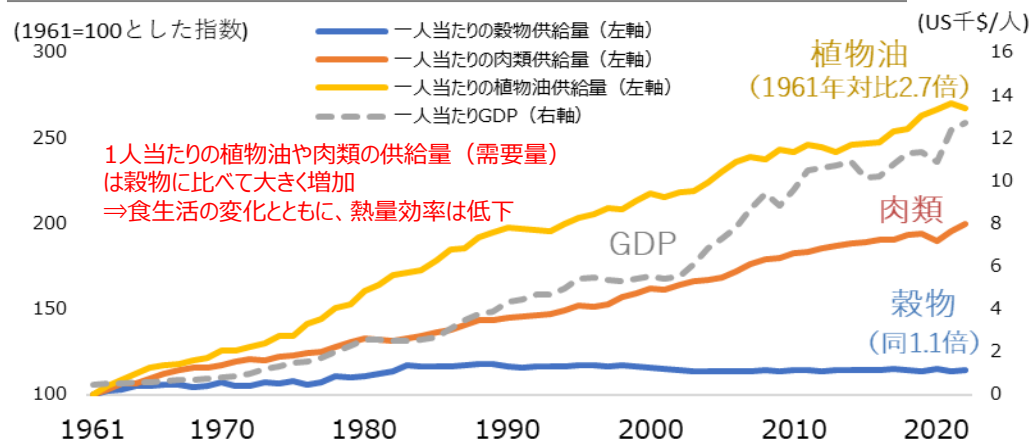
- 2000年当時に約60億人であった世界人口は、2023年には約81億人に到達。2050年に約96億人になると予測され、基本的な食料需要が増加。
- 新興国を中心に経済が成長し国民1人当たり所得が向上するにつれて、それらの国の食生活の変化とともに肉類・油脂類の消費量が増加。それに伴い、畜産物とその生産に必要な穀物や、油脂類の生産に必要な油糧用作物等の生産が増加。

世界人口の推移



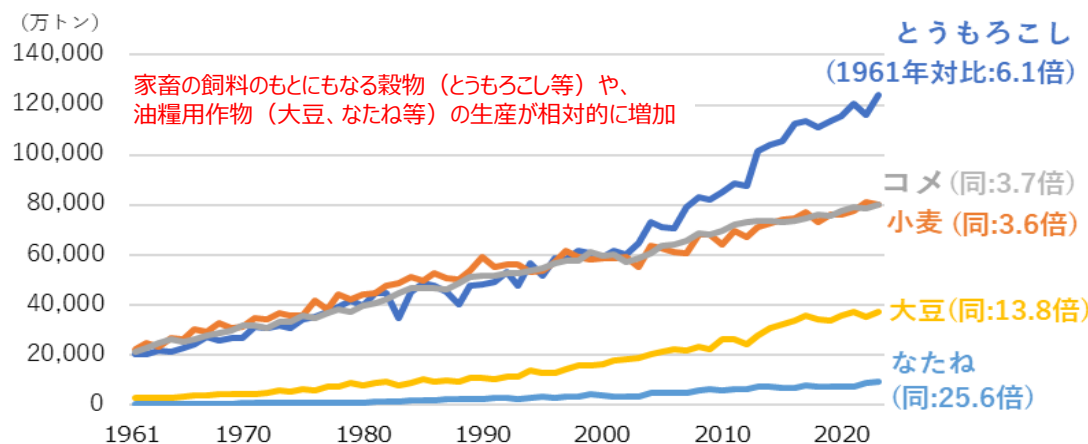
資料：UN World Population Prospects 2024より作成

肉類・植物油等の供給量（需要量）の推移



資料：FAO STAT、世界銀行Data Bankより作成

穀物等の生産量の推移

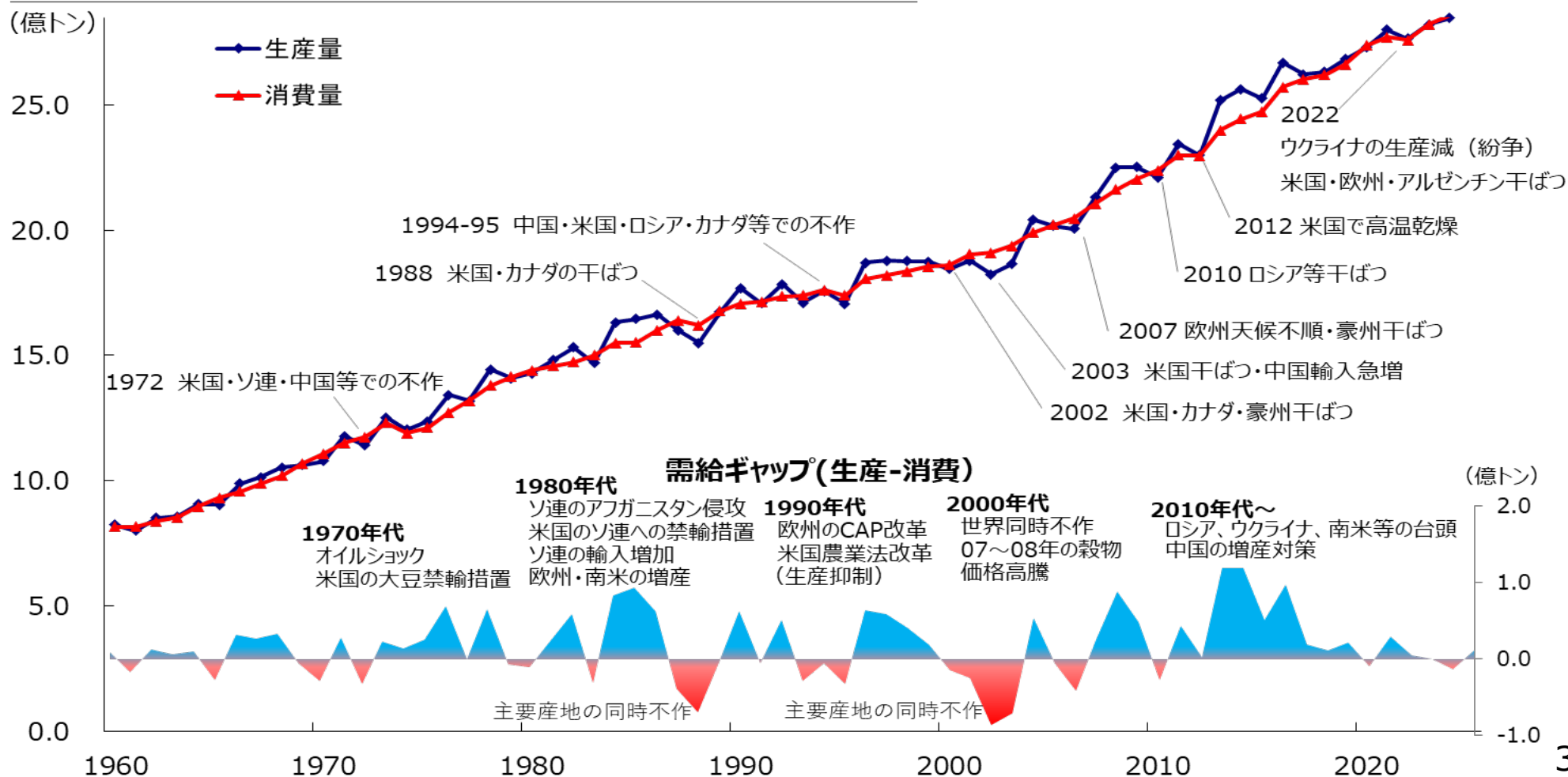


資料：FAO STATより作成

世界の穀物の生産量、消費量の推移

- 世界の穀物消費量は途上国の人口増加、所得水準の向上等により増加傾向で推移。生産量は主に単収の伸びにより消費量の増加に対応。
- 一方で、穀物の生産は、自然条件に左右される農業の特性により豊凶変動が避けられず、過去複数回にわたり需給ギャップ（生産－消費）がマイナスとなった。

世界の穀物（米、とうもろこし、小麦、大麦等）の需給の推移



世界の穀物等の在庫増減

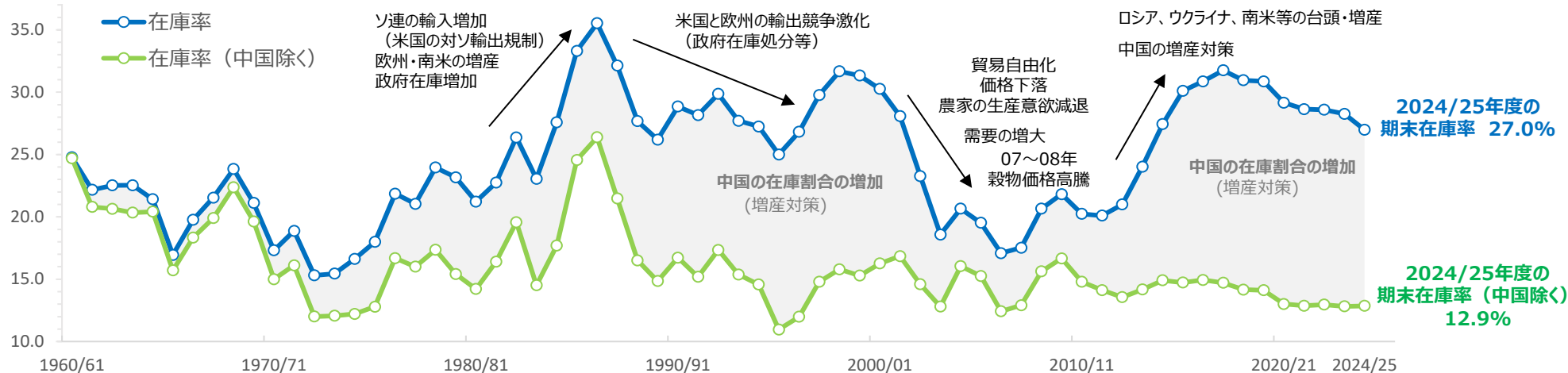
- 1990年代後半以降は貿易自由化の潮流の中で世界的な在庫水準が低下。その後、2007～08年の穀物価格高騰を経て、中国の増産対策によりその在庫が突出して増加※。

- 一方、中国を除く在庫は足元で低水準であり、世界的な不作が発生した場合には、食料不足や価格高騰が起こりやすい状況。

※ 世界全体の在庫のうち、中国が占める割合は、とうもろこしで6割超、コメで5割超、小麦で4割超、大豆で3割超。

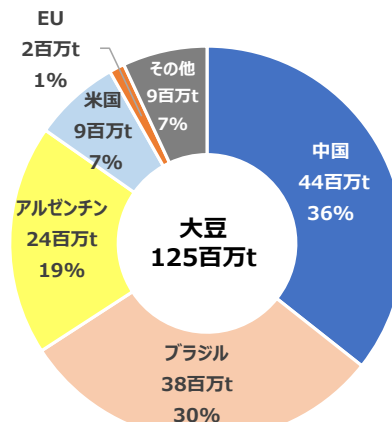
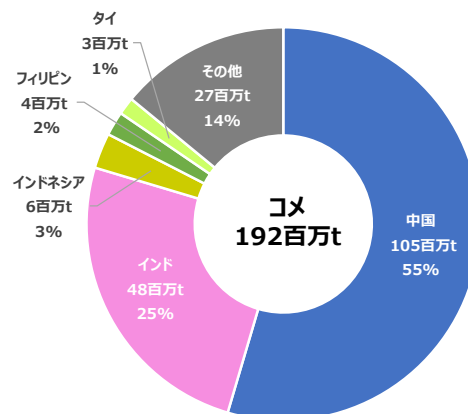
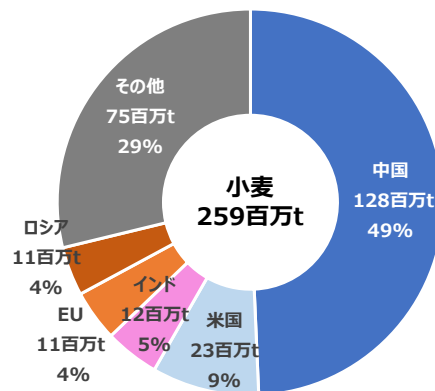
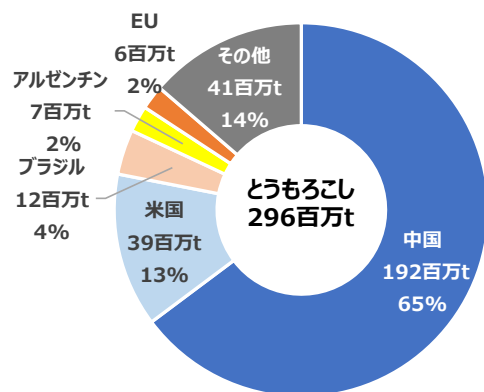
穀物の期末在庫率の推移

(期末在庫率 %)



注：穀物は米、とうもろこし、小麦、大麦等。世界の期末在庫率(%)=期末在庫量/(消費量+輸出货量-輸入量)×100、中国除く期末在庫率(%)=中国除く期末在庫量/(中国除く消費量+中国除く輸出货量)×100

品目別・国別の期末在庫 (2024/25年度)

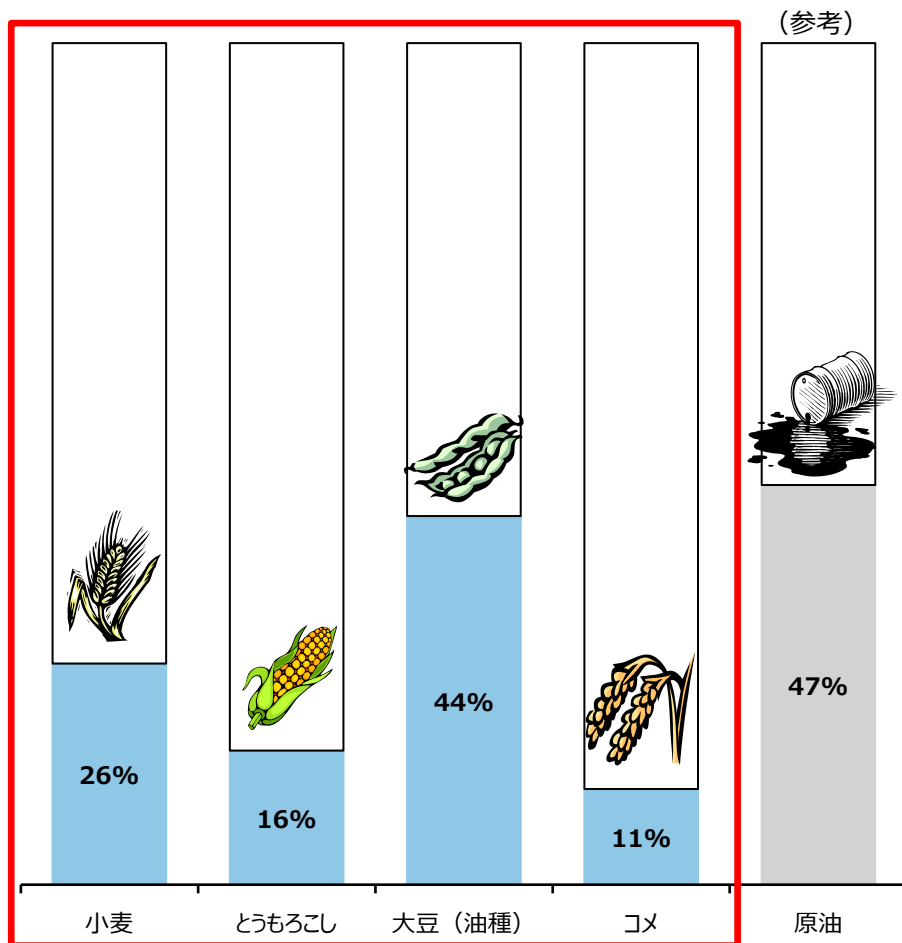


資料：USDA「PS & D」(2026.4.9) より作成

穀物等の国際貿易の現状

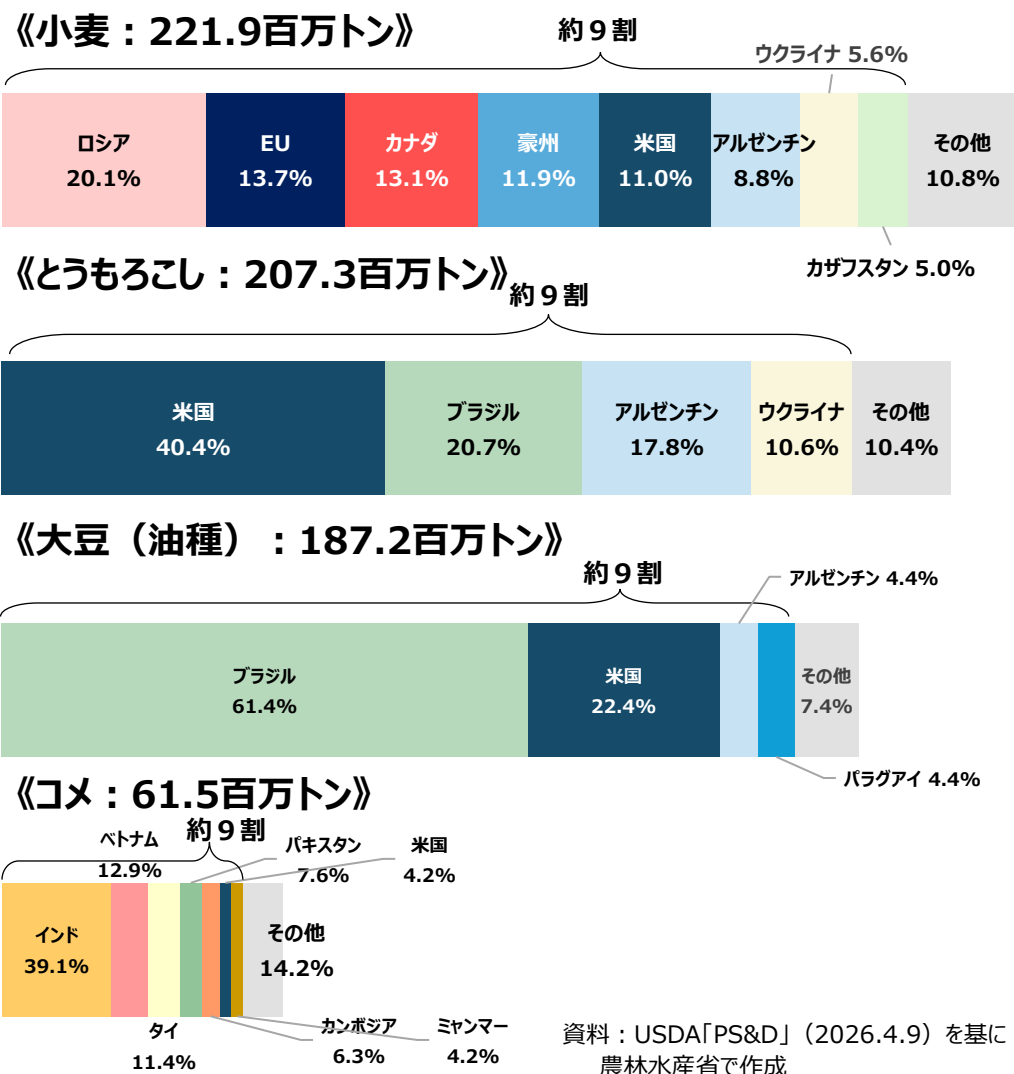
- 農産物は、生産量に占める輸出量の割合が比較的 low、多くを自国の食料として消費。
- 主要生産国で世界総輸出量の約 9 割を占めており、特に大豆はブラジル・米国の 2 か国が大半を占める。

主な農産物の貿易率



資料：USDA「PS&D」(2026.4.9) (2025/26年度の数値)、Energy Institute「Statistical Review of World Energy 2025」(2024年の数値)を基に農林水産省で作成
 注：貿易率＝輸出量／生産量×100

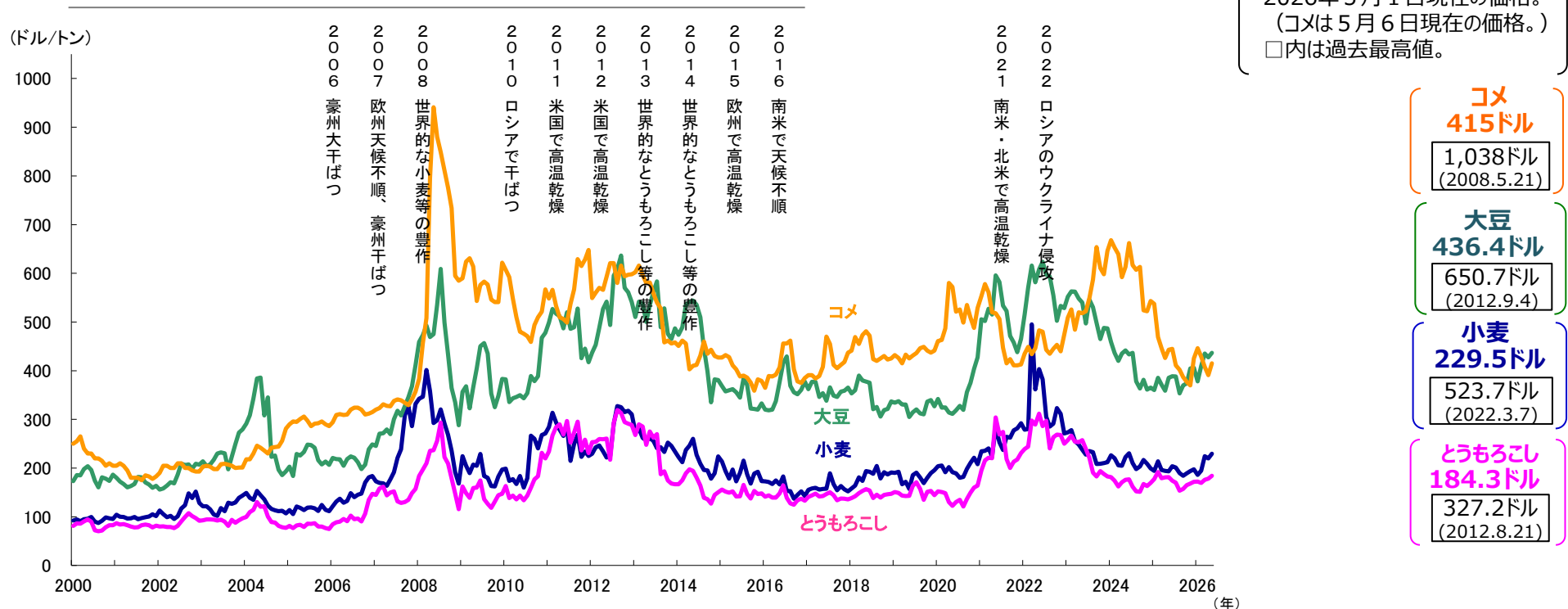
2025/2026年度の世界の穀物等の輸出国の内訳・割合



主要穀物の国際価格推移

- とうもろこし、大豆が史上最高値を記録した2012年以降、世界的な豊作等から穀物等価格は下落。2020年後半から南米の乾燥、中国の輸入需要の増加、2021年の北米の北部の高温乾燥等により上昇。2022年、ロシアのウクライナ侵攻により、小麦は史上最高値を更新も、ウクライナからの臨時回廊等による輸出再開などもあり侵攻前の水準まで下落。直近では、中東情勢の緊迫化等により上昇傾向。とうもろこし、大豆はウクライナ侵攻時に高騰も、ブラジル等の豊作から侵攻前の水準まで下落。コメは、2022年9月以降、インドの輸出規制強化、インドネシアの需要増等から上昇も、2024年以降、インドの輸出規制解除等を受け下落。2025年11月以降、タイの洪水被害等を受け上昇するも、世界的な供給増等を受け、再び下落。
- 穀物等価格は、新興国の畜産物消費の増加を背景とした堅調な需要やエネルギー向け需要等により、2008年以前を上回る水準で推移。

穀物等の国際価格の動向

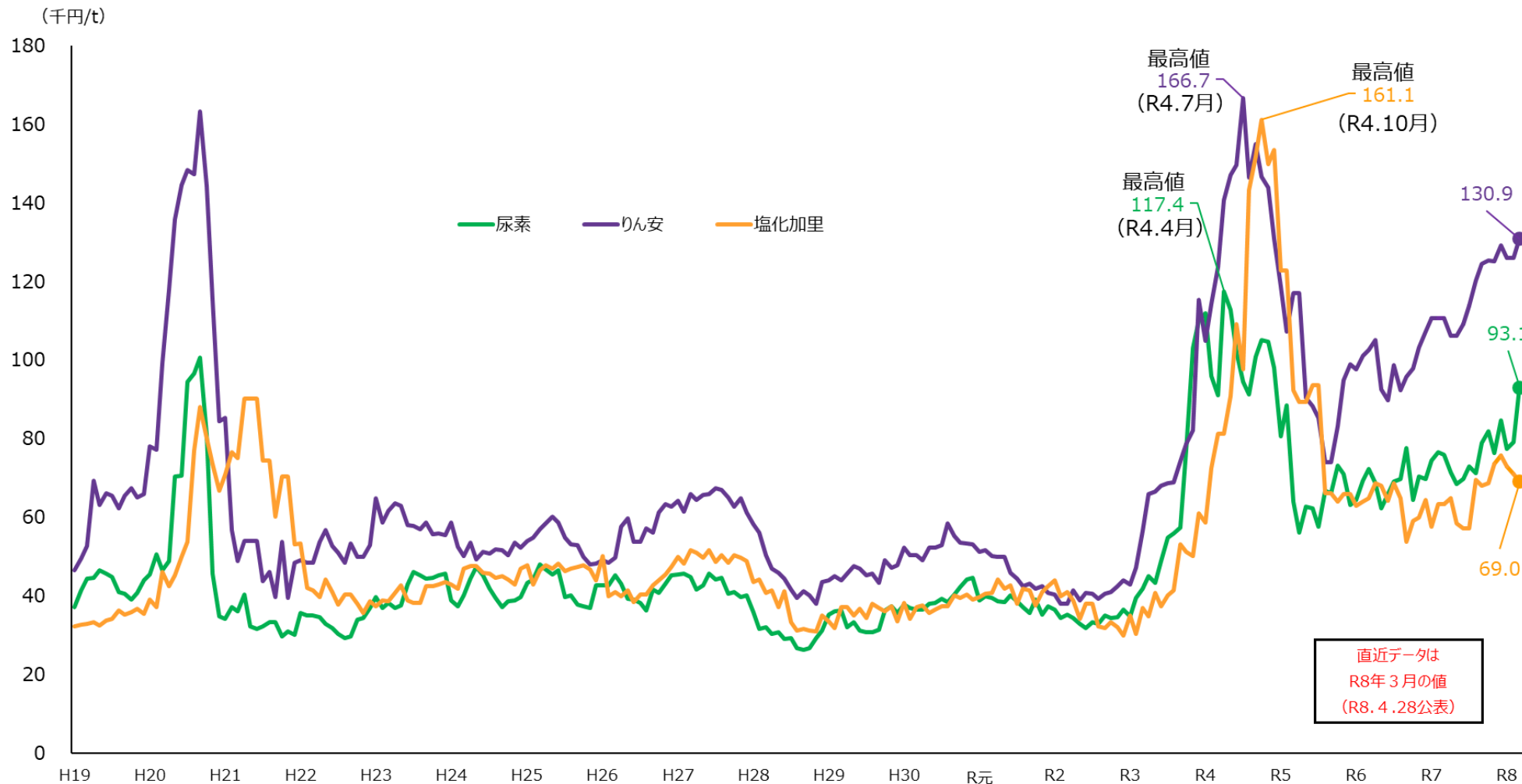


注1：小麦、とうもろこし、大豆は、シカゴ商品取引所の各月第1金曜日の期近終値の価格(セツルメント)である。コメは、タイ国家貿易取引委員会公表による各月第1水曜日のタイうるち精米100%2等のF O B価格である。

注2：過去最高価格については、コメはタイ国家貿易取引委員会の公表する価格の最高価格、コメ以外はシカゴ商品取引所の全ての取引日における期近終値の最高価格。

肥料原料の輸入通関価格の動向

- 肥料原料の輸入通関価格は、2021年（令和3年）以降に上昇傾向となり、2023年（令和5年）1月以降は下落に転じたものの、直近の中東情勢などの影響も受けて再び高い水準で推移している。



注：財務省貿易統計における各月の輸入量と輸入額をもとに、農林水産省において作成。
月当たりの輸入量が5,000t台以下の月は前月の価格を表記。

食料需給に影響を与える構造的な要因

- 需要については、世界人口の増加、新興国の経済発展に伴う食肉需要の増加、バイオ燃料向け等の食料以外の需要の増加などにより、今後の増加が確実である一方、これまで必要な供給を支えてきた単収や収穫面積のさらなる増加は限界。
- 特に近年、気候変動や異常気象の頻発化、家畜伝染病の広域的なまん延、感染症拡大による物流途絶、ロシアによるウクライナ侵略等の地政学的リスク、主要輸出国による輸出規制など、これまで以上に食料需給を不安定化させる要因が多様化し、その影響も深刻化。

世界人口の増加に対応した供給の増大

+ 単収の増加
+ 収穫面積の拡大



更なる増加には限界・・・

その一方、

需給を不安定化させる要因の多様化、影響の深刻化

- + / - **気候変動**（世界全体としてみれば単収の減少効果が大い）
- **異常気象の頻発化**（水不足による干ばつや、高温障害などによる世界同時不作等）
- **家畜伝染病のまん延**（アフリカ豚熱、鳥インフルエンザ等）
- **感染症拡大**（新型コロナウイルス感染症など未知の感染症の発生によるサプライチェーンのひっ迫、物流の途絶等）
- **地政学的リスク**（ロシアのウクライナ侵略など政治的要因を契機とする食料貿易の制限、肥料の輸出規制と高騰等）
- **需要の変化**（新興国・途上国における畜産物需要の増加、非食用需要の高まりによる更なる穀物需要の増加等）
- **輸出規制**（ロシア・インド等の小麦輸出規制、インドネシアのパーム油輸出規制、中国の肥料輸出に係る検査厳格化など
自国の産業や国民生活の保護を名目とする一方的な規制）
- **輸入競争の激化**（需給がひっ迫した際の、いわゆる「買い負けリスク」の高まり）

令和6年度食料自給率(カロリーベース・生産額ベース)

カロリーベース食料自給率 38%

生産額ベース食料自給率 64%

【自給率の基本的考え方】

- 食料自給率とは、国内の食料全体の供給に対する食料の国内生産の割合を示す指標です。分子を国内生産、分母を国内消費仕向として計算されます。
- 単純に重量で計算することができる品目別自給率と、食料全体について共通の「ものさし」で単位を揃えることにより計算する総合食料自給率の2種類があります。このうち、総合食料自給率は、熱量で換算するカロリーベースと金額で換算する生産額ベースがあります。

【食料自給率の計算式】

$$\text{食料自給率} = \frac{\text{国内生産(輸出向けの生産を含む)}}{\text{国内生産(同上) + 輸入 - 輸出 \pm 在庫増減}}$$

$$\begin{aligned} \text{カロリーベース食料自給率} &= \frac{\text{国産供給熱量}}{\text{国内総供給熱量}} \\ &= \frac{1人・1日当たり国産供給熱量}{1人・1日当たり総供給熱量} \\ &\quad \text{(860kcal/人・日)} \quad \text{(2,248kcal/人・日)} \end{aligned}$$

$$\begin{aligned} \text{生産額ベース食料自給率} &= \frac{\text{食料の国内生産額 (12.8兆円)}}{\text{食料の国内消費仕向額 (20.1兆円)}} \\ &= \frac{\text{国内生産量} \times \text{国産単価} - \text{飼料輸入額}}{\text{国内生産量} \times \text{国産単価} + \text{輸入量} \times \text{輸入単価}} \end{aligned}$$

(畜産物・加工品)
原料輸入額

令和6年度食料自給率(摂取熱量ベース)

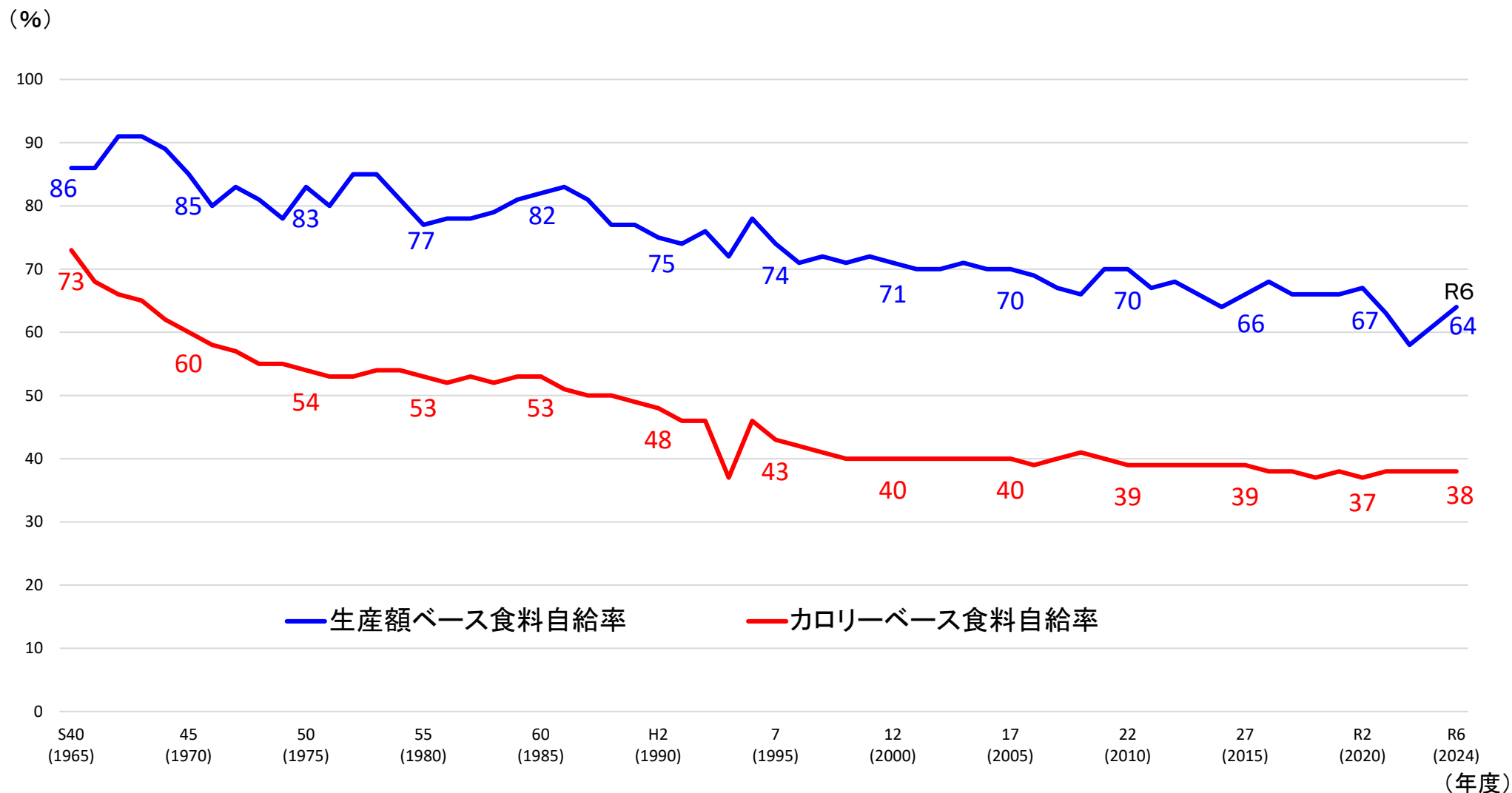
$$\begin{array}{l} \text{摂取熱量ベース} \\ \text{食料自給率} \end{array} = \frac{\text{1人1日当たり国産供給熱量(860kcal)}}{\text{平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量(1,850kcal)}} = \boxed{46\%}$$

- 令和7年食料・農業・農村基本計画では、平時において国民の日常生活に必要な摂取熱量のどの程度が国産で賄われているかを示す指標である「摂取熱量ベース」の食料自給率が設定されました。
- 摂取熱量ベースの食料自給率は、分母を「平時における国民の日常生活に必要な摂取熱量(1,850kcal(※))」として算定します。

※ 1,850kcalという数値については、①日本人の成人男性の基礎代謝量が、1,300kcalから1,600kcal程度であり、それを上回る水準であること、②平時における1人1日当たりの平均摂取熱量(国民健康・栄養調査(厚生労働省))の最低値が1,849kcal(2010年)であること、を参考に設定しています。

食料自給率の長期的推移

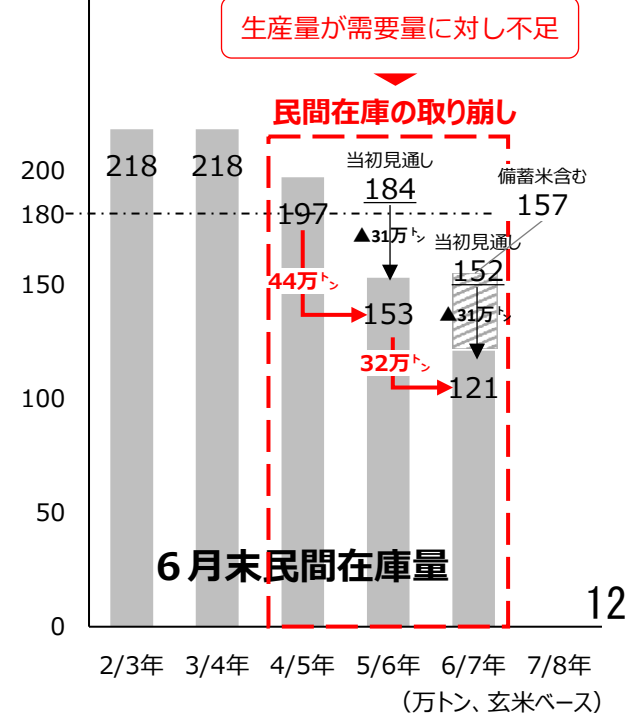
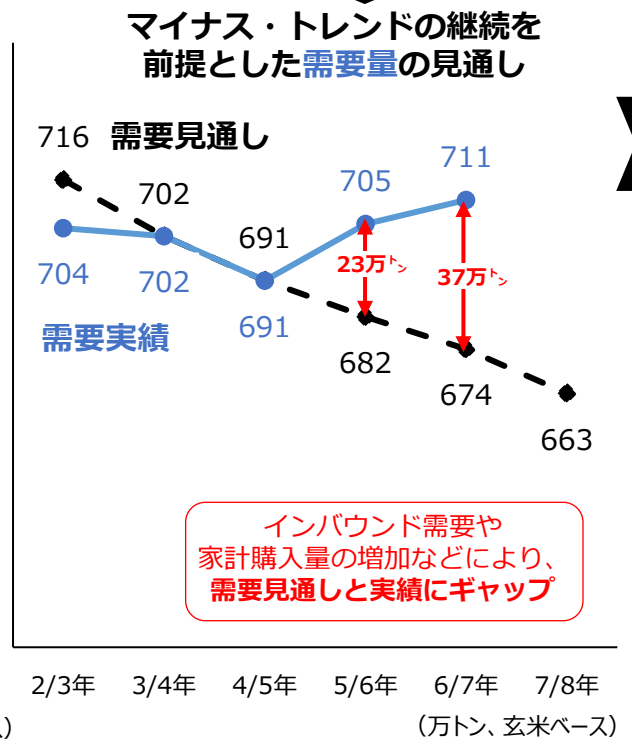
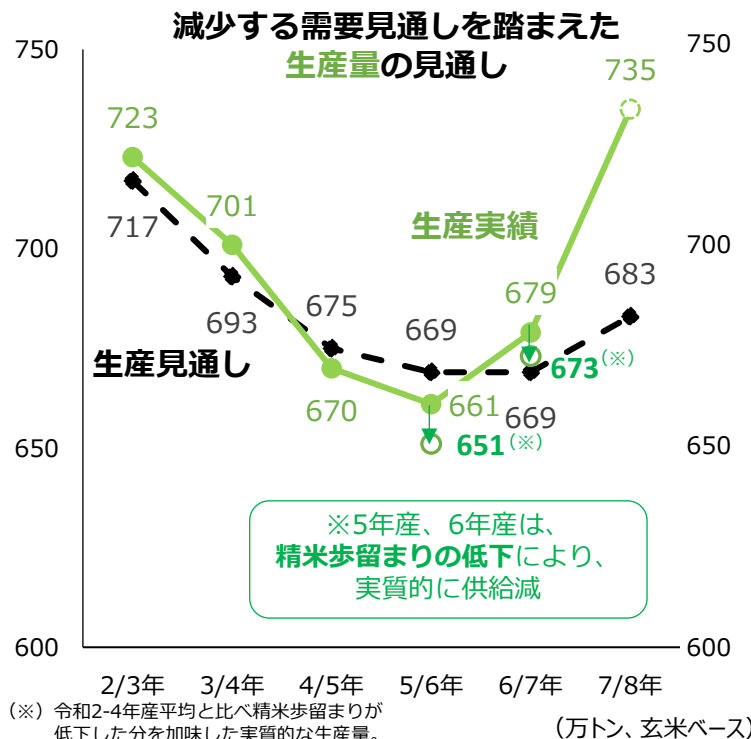
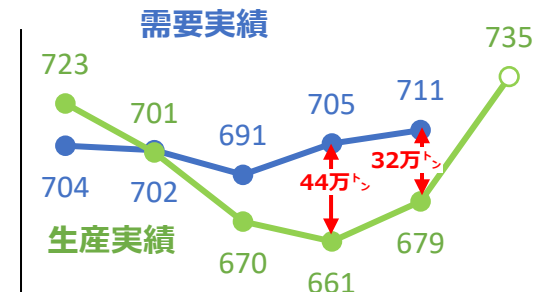
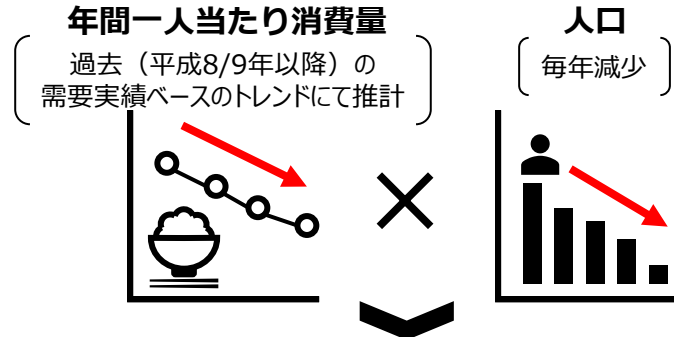
○ 食料自給率は、長期的に見ると、米の消費が減少する一方で畜産物や油脂類の消費が増大する等の食生活の変化により、低下傾向が続いてきましたが、2000年代に入ってから概ね横ばい傾向で推移しています。



今般の米価高騰の要因と対応の検証（生産量は足りていたのか）

- 人口減少等による**需要のマイナス・トレンドの継続を前提**として、翌年産の**需要量と生産量の見通し**を作成。
- 高温障害等により**精米歩留まりが悪かった**ことから、玄米ベースでの必要量が増加したこと（供給面の要因）に加え、**インバウンド需要や、家計購入量の増加**などにより、実際の生産量及び在庫量から計算した需要量(玄米ベース)は、令和4/5年と比較して、令和5/6年、令和6/7年は増加。
- この結果、**生産量は需要量に対し不足し、民間在庫を取り崩し、需要量に見合う供給量を確保せざるを得なかった**。

毎年秋、食糧部会に諮問して、
翌年の主食用米等の**需給見通し**
(**需要量の見通し、生産量の見通し等**)
を作成



- 家計購入量が増加した要因を特定することは難しいが、R5/6年には、米の相対的な値ごろ感、R6/7年には、米不足に対する不安や消費者心理などが影響したと考えられる。

米・パン・めんの消費者物価指数

（令和2年を100とした指数）

	令和3年 （7月）	令和4年 （7月）	令和5年 （7月）	令和6年 （6月）	令和7年 （6月）
米類	97.5	91.5	95.0	106.7	213.5
パン	99.4	110.6	120.9	121.3	126.1
めん類	99.0	109.5	121.6	120.3	121.0

出典：総務省「消費者物価指数（令和2年基準）」

米不足への不安等に関する有識者意見 （令和7年7月30日食糧部会）

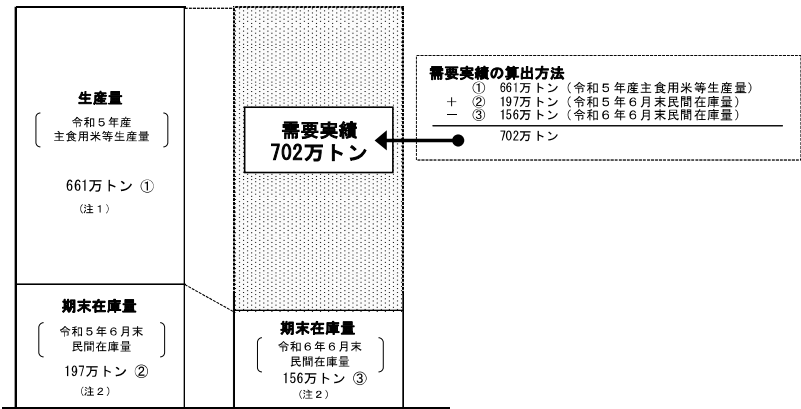
- 5年産の品質・収量が悪い中で、南海トラフ臨時情報があり、
6年産の米は果たして足りるのかという不安が働いて皆集めに走った。
【山波委員（農業者）】
- 株式などと同様、不安感など、市場での価格は心理で動くことがある。
【宮島委員（日テレ）】
- 台風や地震が発生した際には消費者はもう1袋買っておこうとなるので、そういったことにも対応できるようにしていくことが重要。
【金戸委員（㈱武蔵野（中食事業者））】

(3) 全国の需要実績（速報値）

前記方法により算出した令和5/6年（令和5年7月から令和6年6月までの1年間）の需要実績（速報値）は、図1のとおり702万トンとなります。

なお、令和5/6年の需要実績については、令和6年11月30日までに見直す米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針（以下「基本指針」という。）における確定値報告に向け、精査を行うこととします。

図1 令和5/6年の需要実績（速報値）



注1：主食用米等生産量は、令和5年度産水稻の収穫量（主食用）（「作物統計」農林水産省大臣官房統計部）である。
注2：6月末在庫量は、玄米の取扱数量が年間500トン以上の届出事業者の在庫量に水稻を作付けた生産者の在庫量推計値を加えたものである。
注3：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

2 全国の令和6/7年の需要見通し（推計値）

全国の需要見通しについては、我が国の人口が減少局面に入ったことを踏まえ、平成30年11月の基本指針において採用した、1人当たり消費量（推計値）に人口（推計値）を乗じる手法により、算出することとします。

具体的には、

- ① 平成8/9年から令和5/6年までの需要実績をそれぞれ当該年の人口で除し、各年の1人当たり消費量を算出
- ② ①で算出した値を用いたトレンド（回帰式）で、令和6/7年（令和6年7月から令和7年6月まで）の1人当たり消費量（推計値）を算出
- ③ ②で算出した値に令和6年の人口（推計値）を乗じて算出することとします。結果は図2及び表2のとおりとなります。

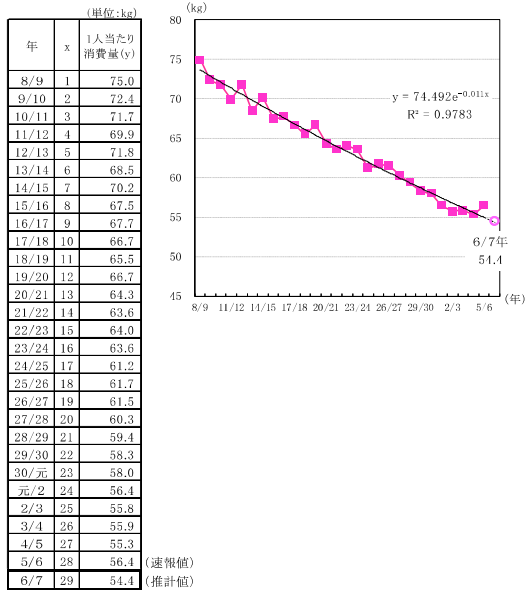
図2 令和6/7年の需要見通しの算出方法

① 平成8/9年から令和5/6年までの1人当たり消費量を算出

年	需要実績 ①	人口 ②	1人当たり消費量 ③/②
	万トン	千人	kg
8/9	943.8	125.859	75.0
9/10	912.9	126.157	72.4
10/11	907.3	126.472	71.7
11/12	885.9	126.667	69.9
12/13	911.5	126.926	71.8
13/14	872.1	127.316	68.5
14/15	894.7	127.486	70.2
15/16	861.6	127.694	67.5
16/17	865.4	127.787	67.7
17/18	851.7	127.768	66.7
18/19	837.5	127.901	65.5
19/20	854.5	128.033	66.7
20/21	823.6	128.084	64.3
21/22	814.1	128.032	63.6
22/23	820.0	128.057	64.0
23/24	813.3	127.834	63.6
24/25	781.1	127.593	61.2
25/26	786.6	127.414	61.7
26/27	782.5	127.237	61.5
27/28	766.2	127.095	60.3
28/29	754.0	127.042	59.4
29/30	739.6	126.919	58.3
30/元	734.6	126.719	58.0
元/2	714.4	126.555	56.4
2/3	704.0	126.146	55.8
3/4	701.5	125.502	55.9
4/5	691.1	124.947	55.3
5/6	701.9	124.352	56.4

注：人口は、総務省「人口推計」の各年10月1日現在の値である。

② 令和6/7年の1人当たり消費量（推計値）を算出



③ 令和6/7年の1人当たり消費量（推計値）に令和6年の人口（推計値）を乗じて需要見通しを算出

	6/7年
1人当たり消費量（推計値）①	54.4kg
	6年
人口（推計値）②	123,788千人
	6/7年
需要見通し ①×②	673.4万トン

注1：人口（推計値）は、「人口推計（総務省、令和6年3月公表）」の総人口（令和5年10月1日現在）に、「日本の将来推計人口（国立社会保障・人口問題研究所、令和5年4月公表）」の令和5年10月1日から令和6年10月1日までの総人口（出生中位・死亡中位推計）の減少率を乗じて算出した値。
注2：図中の需要見通しは、1人当たり消費量（推計値）の実数に、人口（推計値）の実数を乗じて算出した値のため、図中の1人当たり消費量（推計値）（小数点第2位を四捨五入）に人口（推計値）（小数点第1位を四捨五入）を乗じて算出した値とは一致しない。

表2 令和6/7年の需要見通し（推計値）

令和6/7年	673万トン
--------	--------

3 令和6/7年の需給見通し

令和6/7年の需給見通しは、表3のとおりです。

(1) 供給量

- ① 令和6年6月末の民間在庫量（速報値）は、156 万トンです。
- ② 令和6年産主食用米等の生産量は、令和6年3月の基本指針で設定した 669 万トンです（令和6年産主食用米等の生産量は、作柄等により上下します。）。
- ③ この結果、令和6/7年の主食用米等の供給量の合計の見通しは、825 万トンとなります。

(2) 需要量

令和6/7年の主食用米等の需要量の見通しは、2により算出した 673 万トンです。

(3) 令和7年6月末の民間在庫量

令和7年6月末の民間在庫量は、(1)の供給量及び(2)の需要量から算出して 152 万トンと見通されます。

表3 令和6/7年の主食用米等の需給見通し

(単位：万トン)		
令和6/7年	令和6年6月末民間在庫量 A	156
	令和6年産主食用米等生産量 B	669
	令和6/7年主食用米等供給量計 C = A + B	825
	令和6/7年主食用米等需要量 D	673
	令和7年6月末民間在庫量 E = C - D	152

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。
注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

1 備蓄運営の基本的な考え方

国が行う備蓄については、米穀の生産量の減少によりその供給が不足する事態に備え、必要な数量の米穀を在庫として保有することとされていることから、毎年6月末時点での在庫量 100 万トン程度を現行の適正水準として、需給状況を踏まえつつ必要な数量の米穀を保有することとします。

備蓄運営手法については、平成 23 年度から棚上備蓄方式に移行しました。

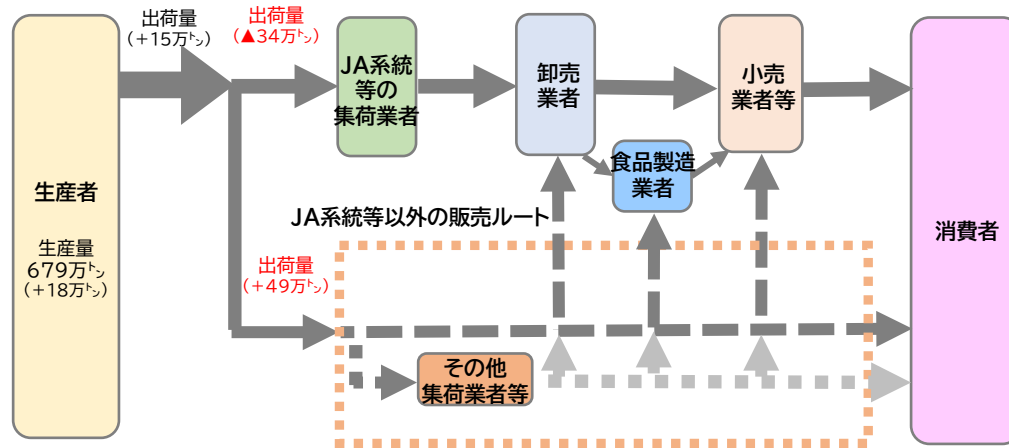
棚上備蓄方式による備蓄運営の基本的な考え方は、

- ① 適正備蓄水準は 100 万トン程度（6 月末）

米の流通実態

- 生産者の出荷量のうちJA系統などの集荷業者へのお荷数量は大きく減少（前年比▲34万トン）する一方で、**生産者の直接販売や集荷業者以外の業者との取引等は大きく増加**（前年比+49万トン）した。
- **民間在庫**は、多くが既に売り先が決まっているものであり、緊急事態に対応できる**バッファー**になり得ないが、**民間在庫の減少**に伴い、流通段階では、次年度の端境期に**米が不足するとの不安**から競争が発生した。
卸売業者等では、新規の調達ルートを開拓したり、同業者間で取引するスポット市場を通じて、**比較的高い価格の米を調達**。

流通ルート多様化の状況（令和7年6月末時点）



※（ ）内は前年差

スポット価格（令和6年産）の状況

※赤字：前月より高価格
(円/60kg、税込)

産地銘柄	令6 9月	10月	12月	令7 2月	4月	6月
北海道ゆめぴりか	29,443	29,700				
北海道ななつぼし		29,201				
青森まっしぐら		28,535	38,124	52,470	51,045	
岩手ひとめぼれ		29,161		52,403		
宮城ひとめぼれ	28,524	29,177	34,942	52,028		34,224
秋田あきたこまち	29,155	29,741		52,375	52,199	35,690
関東コシヒカリ	28,572	29,198	34,016	51,998	51,407	35,856
関東あきたこまち	28,368				50,207	
関東銘柄米	27,753	28,197	37,438	50,522		43,823
新潟コシヒカリ (一般)	30,304	33,179				

資料：株式会社クリスタルライスHPの公表情報を基に農林水産省作成。

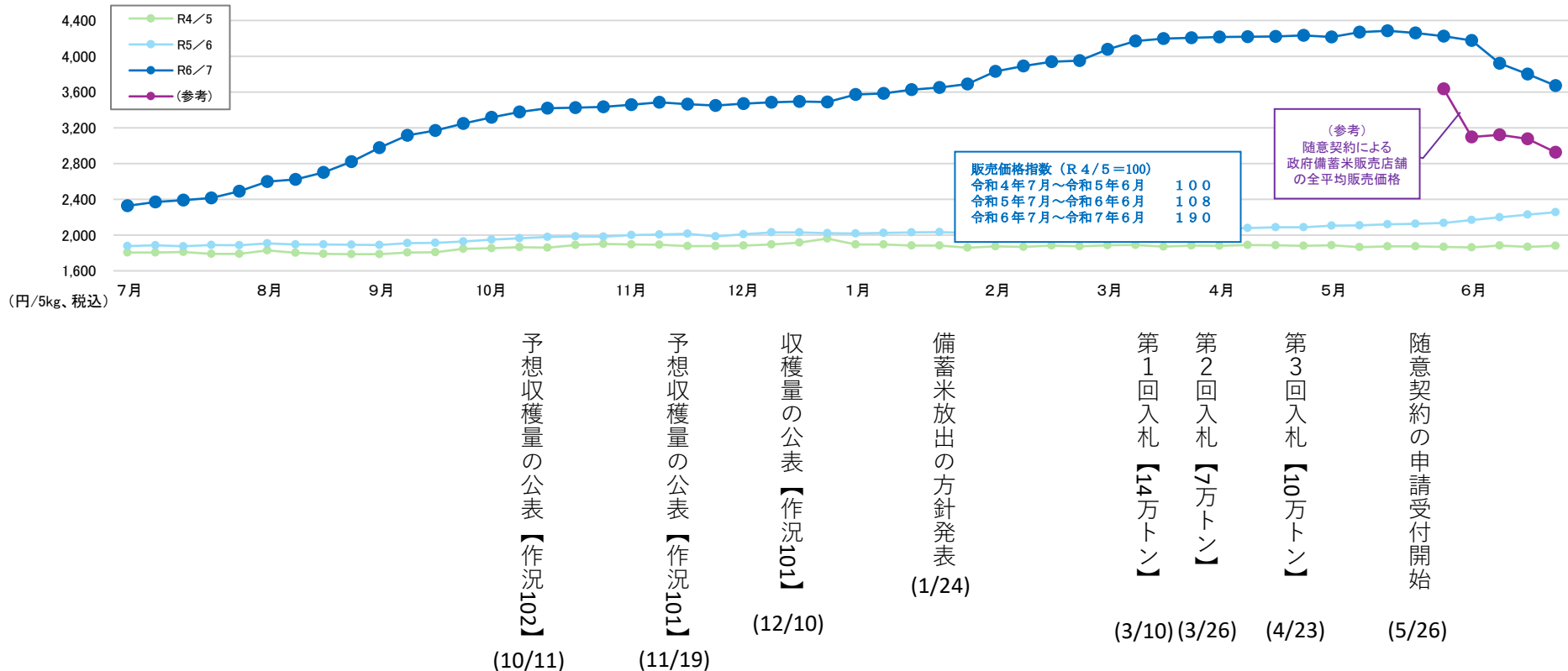
※1 上記価格は、成約価格を関東到着基準、1等、包装代込、税抜き、円/60kgに整え加重平均した価格(クリスタルライスHP公表値)を農林水産省において税込みに換算したもの。

※2 「関東銘柄米」には、あさひの夢、とちぎの星、彩のきずな、ふさおとめ、ふさこがね等を採用。

農林水産省の対応③（備蓄米放出の手法・タイミング（備蓄米の放出結果））

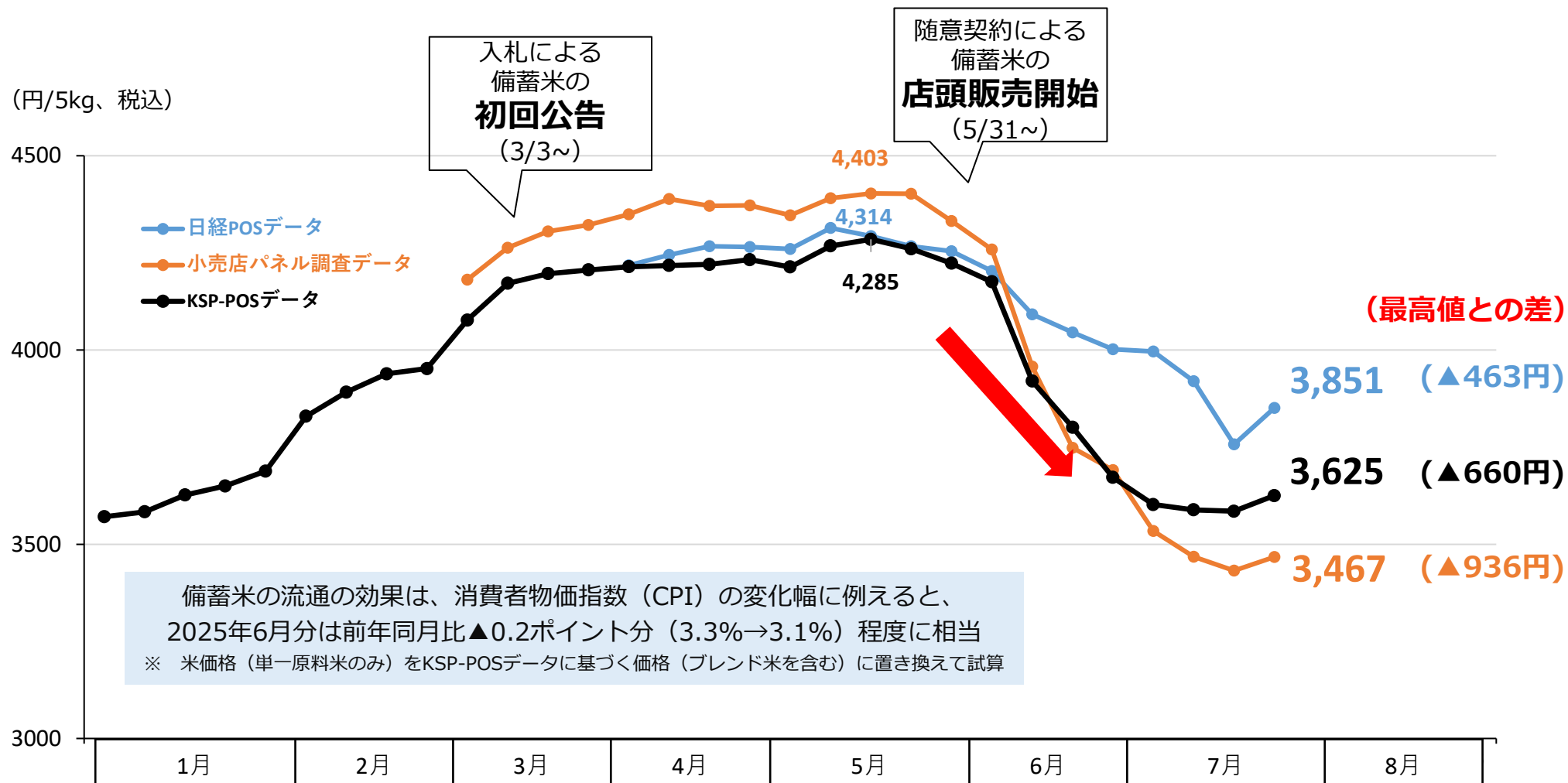
- 生産量（玄米ベース）は足りているとの認識の中で、不作時に備蓄米を放出するというルールの下、放出時期が遅れ、更なる価格高騰を招いた。
- 最終的に令和7年3月に至り放出したものの、小売り、中食・外食事業者への流通に時間を要した。

スーパーでの販売価格の推移



(参考) 米の小売価格の推移

- 米の価格については、年明け以降段階的に上昇していたが、入札による備蓄米が広がり始めた5月2、3週目をピークとし、随意契約による備蓄米が流通し始めた6月以降、平均価格が下落した。



資料：(株)KSP-SPが提供するPOSデータ（全国約1,000店舗のスーパーから購入したデータ）、日経POSデータ（全国1,200店舗のスーパーが対象）を用いた、(株)ナウキャストの集計・分析、全国約6,000店舗の小売店（スーパー、ドラッグストア、ホームセンター等）から入手したPOSデータを用いた、(株)インテージリサーチの集計・分析に基づき農林水産省が作成。

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律の一部を改正する法律案の概要

背景

- 今般の米価高騰の要因及び政府備蓄の売渡しの対応を検証する中で、農林水産省が**多様化する流通実態を適確に把握できていなかったことや、政府備蓄は売渡手続に時間を要し、機動性を欠く**という課題が明らかとなった
このような課題に対応し、米の安定供給を確保するためには、
 - ① **外食・中食を含め流通業者の取引実態を幅広く把握**するとともに、
 - ② **官民を挙げた備蓄体制を構築し、備蓄米の機動的放出を可能にする必要**
- 米の需要を拡大し、これに応じた生産を推進するためには、**米の需要の減少を前提とした生産調整に関する規定を見直す必要**

法律案の概要

1. 多様化する流通実態の把握強化

- (1) 届出事業者の拡大
 - ・ 米穀の出荷・販売業者に加え、**加工・中食・外食の事業者を追加**（第9条関係）
- (2) 定期的報告の義務化、罰則の強化
 - ① (1)の事業者に対し、**国への定期的な在庫量、出荷・販売量等の報告を義務化**（第11条関係）
 - ② 届出・定期報告等の適正性を担保するため、**罰則を措置**
（第56条第2号、第58条、第59条第1号及び第2号並びに第62条第1号関係）

2. 備蓄制度の見直し

- (1) 目的の見直し
 - ・ **生産量の減少による供給不足**に加えて、**需要量の増加等による供給不足**にも備えて保有できるよう、備蓄の目的を見直し（第3条第2項関係）
- (2) 民間備蓄制度の創設
 - ・ 政府備蓄に加え、**一定規模以上の民間事業者に対して、基準量以上の米穀の保有を義務付け**
（第33条の2から第33条の8まで、第48条の2等関係）

3. 需要に応じた生産の促進

- (1) 生産調整方針の廃止
 - ・ 米の需要減少を前提とした**生産調整方針に関連する規定を廃止**（改正前第2条、第5条から第7条まで及び第9条第1号関係）
- (2) 需要に応じた生産に係る責務規定の新設
 - ・ **生産者は需要に応じた生産に主体的に努力すること、政府は需要に応じた生産を促進すること等を明記**（第5条関係）

虹のように多彩な特性、艶やかなご飯

暑さに強く、たくさんとれる「にじのきらめき」



イメージ

コシヒカリより
高温・病気に強く
3割多収、
さらにおいしい
期待の水稲品種



栽培講習会には多くの生産者が参加するなど、高い関心（写真：岐阜県）

コシヒカリより多彩な特徴を併せ持った新品種「**にじのきらめき**」を育成しました。

本品種は、これまでの高温登熟耐性品種の多くが備えていなかったイネ縞葉枯病等に抵抗性があり、農薬散布を減らした低コスト栽培が可能です。また、北陸および関東以西の幅広い地域で栽培が可能で、広く普及が見込まれます。

平成30年に品種登録出願されてから、岐阜県では**大手米卸が地元JAに働きかけて産地化し、外食チェーン向けに米を供給**しています。栃木県、茨城県などでも普及が広がりつつあります。



安定した品質が魅力の「にじのきらめき」の生産に、JA・米卸業者・カレーチェーン店が連携

研究代表機関

農研機構

プロジェクト名

温暖化の進行に適応する品種・育種素材の開発

研究期間

平成27年度～令和元年度

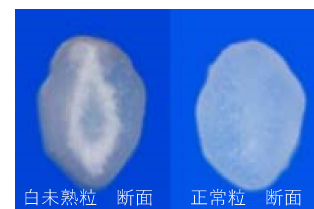
共同研究機関：北海道、宮城県、栃木県、三重県、和歌山県、福岡県、九州大学、神戸大学 等

研究背景

温暖化の進行に伴い、イネの実る期間が高温傾向になると、米の一部又は全部が白く濁った白未熟粒の発生が増加し、米の食味や精米したときの歩留まりの低下や、それによる販売価格の低下を招くことが問題となっています。

また、中食・外食ニーズが増加し、収量向上のため多肥料でも倒れにくく、縞葉枯病などの防除コストが低減できる品種が必要とされています。

これらのニーズに対応するため、多彩な特徴を併せ持つ水稲品種「にじのきらめき」を育成しました。（平成30年、品種登録出願）



白未熟粒の割合が高いと品位、食味が低下する



イネ縞葉枯病は、生育不良や穂の異常につながり、減収をもたらす（媒介するヒメトビウナカは、麦作地帯で発生しやすい害虫）

主要な成果（「にじのきらめき」の特性）

1 高温でもよく実り、イネ縞葉枯病に抵抗性をもつ

→ 高温傾向でも安定生産が可能で、イネ縞葉枯病が多い**麦作地帯への普及も容易**

2 やや大粒で、茎が短くて倒れにくい

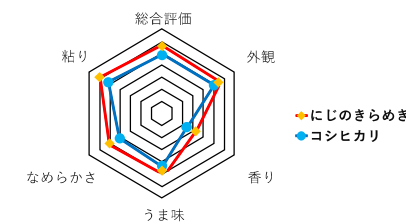
→ コシヒカリに比べて15～30%**多収**

3 コシヒカリと同等の食味

→ **実需者が求める美味しいお米**



茎が短いため倒伏に強く収穫量が多いため、高い収益性が見込まれる



コシヒカリと同等の極良食味米

問合せ先

農林水産技術会議事務局 研究開発官（基礎・基盤・環境）室

☎ 03-6744-2216



みどりの食料システム戦略 令和3年(2021年)策定



～食料・農林水産業の生産力向上と持続性の両立をイノベーションで実現～

- 地球温暖化対策や生物多様性保全など、食料システムにおける環境問題への世界的な対応が、2020年代に入りさらに進展。
- 我が国の農林水産業の生産現場においても、**気候変動の影響や資源調達不安定化**が年々深刻化。**食料システムの持続性確保**は喫緊の課題。
- こうした状況の下、農林水産省において、令和3年に「**みどりの食料システム戦略**」を策定。持続可能な食料システムの確立に向け、革新的技術の社会実装も踏まえ、**長期的視点に立ったKPIを設定し、様々な施策を展開**。また、**アジア・モンスーン地域の持続的な食料システムのモデル**として国外へ発信。

戦略実現を支える主な制度

食料・農業・農村基本法 (R6改正)
食料・農業・農村基本計画 (R7改定)

「環境と調和のとれた食料システムの確立」が主要政策として位置付け

みどりの食料システム法 (R4制定)

- ✓ 農林漁業者が単独または共同で行う環境負荷低減の計画を都道府県知事が認定
〔省エネ設備の導入、化学肥料・化学農薬の使用低減、有機農業等〕
 - ✓ 新技術の提供等を行う事業者の計画を国が認定
〔農林漁業者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等〕
- ※ 融資の特例、国庫補助金の優先採択等のメリット措置を実施

環境配慮のチェック・要件化

全ての補助事業等で、最低限行うべき取組を義務化
※ 令和9年度から本格実施

環境直接支払交付金

環境配慮のチェック・要件化よりもさらに進んだ取組を支援
※ 令和9年度からみどりの食料システム法の認定に対する支援に移行予定

調達

脱輸入・脱炭素・環境負荷の低減の推進



持続可能な消費の拡大や食育の推進

消費

みどりの食料システム戦略では

2050年までに

- ✓ 農林水産業のCO₂ゼロエミッション化
- ✓ 化学農薬使用量(リスク換算)の50%低減
- ✓ 化学肥料使用量の30%低減
- ✓ 耕地面積に占める有機農業の割合を25%に拡大
- ✓ 事業系食品ロス最小化
- ✓ 食品製造業の自動化等による労働生産性の向上
- ✓ エリートツリーの活用割合を90%に拡大
- ✓ ニホンウナギ、クロマグロ等の養殖における人工種苗比率100%を実現

2020 2030 2040 2050

など 計14のKPIを設定

持続可能な加工・流通システムの確立

生産



加工・流通

戦略実現に向けた主な取組

スマート農林水産業の推進・気候変動への適応

データを利用した可変施肥、高温耐性品種への転換等



J-クレジットの活用推進

中干し期間の延長、バイオ炭の施用等



環境負荷低減の取組の「見える化」

みえるらべるの普及、拡大



有機農業の推進

オーガニックビレッジの拡大、産地と消費地の連携等



国際的な展開

農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ (通称:MIDORI∞INFINITY)

我が国が有するGHG(温室効果ガス)排出削減技術を海外へ展開

国際ルールメイキングにおけるプレゼンス発揮へ

将来にわたる
持続可能な食料システムの確立

みどりの食料システム法※のポイント

※ 環境と調和のとれた食料システムの確立のための
環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律
(令和4年法律第37号、令和4年7月1日施行)

制度の趣旨

みどりの食料システムの実現 ⇒ 農林漁業・食品産業の持続的発展、食料の安定供給の確保

みどりの食料システムに関する基本理念

- 生産者、事業者、消費者等の連携
- 技術の開発・活用
- 円滑な食品流通の確保
- 等

関係者の役割の明確化

- 国・地方公共団体の責務（施策の策定・実施）
- 生産者・事業者、消費者の努力

国が講ずべき施策

- 関係者の理解の増進
- 技術開発・普及の促進
- 環境負荷低減に資する調達・生産・流通・消費の促進
- 環境負荷低減の取組の見える化
- 等

基本方針（国）

協議 ↑ ↓ 同意

基本計画（都道府県・市町村）

申請 ↑ ↓ 認定

環境負荷低減に取り組む生産者

生産者やモデル地区の環境負荷低減を図る取組に関する計画
(環境負荷低減事業活動実施計画等)

※環境負荷低減：土づくり、化学肥料・化学農薬の使用低減、温室効果ガスの排出量削減 等

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（農業改良資金等の償還期間の延長（10年→12年）等）
- 行政手続のワンストップ化*（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認等）
- 有機農業の栽培管理に関する地域の取決めの促進*

*モデル地区に対する支援措置

- 上記の計画制度に合わせて、必要な機械・施設等に対する投資促進税制、機械・資材メーカー向けの日本公庫資金を新規で措置

申請 ↑ ↓ 認定

新技術の提供等を行う事業者

生産者だけでは解決しがたい技術開発や市場拡大等、機械・資材メーカー、支援サービス事業者、食品事業者等の取組に関する計画
(基盤確立事業実施計画)

【支援措置】

- 必要な設備等への資金繰り支援（食品流通改善資金の特例）
- 行政手続のワンストップ化（農地転用許可手続、補助金等交付財産の目的外使用承認）
- 病虫害抵抗性に優れた品種開発の促進（新品種の出願料等の減免）

スマート農業技術の例②

農業用ドローン

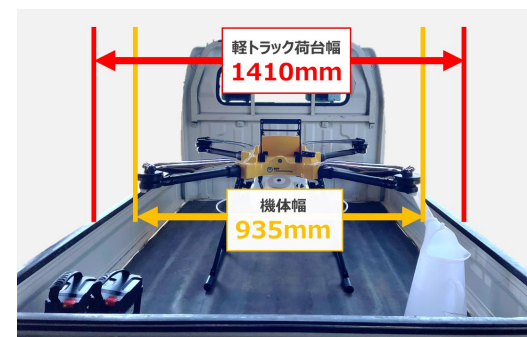
(株) NTT e-Drone Technology

概要

- **軽量・コンパクト**で、シンプルな操作性を実現した
国産の農業用ドローン
- **1バッテリーで最大2.5ha**散布可能（50a×5回）
- 各種センサーによるアシスト機能で均一的な農薬
散布等を実現
- センシングデータを用いて**自動で施肥量を調整**

導入メリット

- 中山間地での散布や手軽な適期防除を実現
- 購入から**7年間の修理対応、部品供給の保証**の他、
有償の**定額保守サービス**により安心して利用可能



同社でスマート農業技術活用促進法に基づく認定を受け、
傾斜地の柑橘防除等にも活用可能な大型ドローンを開発中

(株) NTT e-Drone Technology
機械名：AC102
2025年1月 販売開始

スマート農業技術の例③ー 1

自動走行トラクター

北海道大学、ヤンマーアグリ（株）

概要

- 耕うん整地を無人で、施肥播種を有人で行う有人-無人協調作業を実施（2018年市販化）
- 慣行作業と比較した省力化効果や作業精度等について検証するとともに、リスクアセスメントに基づく安全性の評価を行う

導入メリット

- 限られた作期の中で 1 人当たりの作業可能な面積が拡大し、大規模化が可能に



ヤンマーアグリ（株）

機械名：ロボットトラクター[88～114馬力]

価格：メーカー希望小売価格1,651～2,030万円（税込）

2018年10月 販売開始

出典：ヤンマーアグリ（株）

内閣府 戦略的イノベーション創造プログラム（S I P）「次世代農林水産業創造技術」において開発



ピーマン自動収穫ロボット「L」

AGRIST（株）

概要

- ハウス内に張られたワイヤ上をロボットが移動し、AIで収穫適期のピーマンを判定・収穫
- 人の作業負荷の一部をサポートする「人と共存するロボット」をコンセプトに、安価・簡単操作を実現
- ハウス内でロボットが巡回しながら収集したデータを基にデータ農業の実現へ



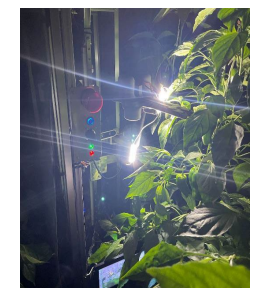
ピーマン収穫ロボット

導入メリット

- 夜間の稼働などで全収穫量の2割程度を収穫
- 着果負担の低減による病虫害の抑制と収量増加
- 日々の収穫作業と同時にカメラで植物体を撮影し、AIを活用した画像解析による病虫害の早期発見や、収穫量の予測技術を開発中



収穫状況



夜間の自動収穫

第10回ロボット大賞（2022年農林水産大臣賞）

スマート農業技術活用促進法※の概要

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用の促進に関する法律

- 農業者の減少等の農業を取り巻く環境の変化に対応して、農業の生産性の向上を図るため、
- ①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画（**生産方式革新実施計画**）
 - ②スマート農業技術等の開発及びその成果の普及に関する計画（**開発供給実施計画**）
- の認定制度の創設等の措置を講ずる。

農林水産大臣（基本方針の策定・公表）

【法第6条】

（生産方式革新事業活動や開発供給事業の促進の意義及び目標、その実施に関する基本的な事項 等）

↑ 申請

↓ 認定

↑ 申請

↓ 認定

①スマート農業技術の活用及びこれと併せて行う 農産物の新たな生産の方式の導入に関する計画 （生産方式革新実施計画）【法第7条～第12条】

【生産方式革新事業活動の内容】

・スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入をセットで相当規模で行い、農業の生産性を相当程度向上させる事業活動

【申請者】

・生産方式革新事業活動を行おうとする農業者等※¹
（農業者又はその組織する団体）

※¹ 継続性や波及性を勘案し、複数の農業者が有機的に連携して取り組むことが望ましい

（スマート農業技術活用サービス事業者や食品等事業者が行う生産方式革新事業活動の促進に資する措置を計画に含め支援を受けることが可能）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認等）など

②スマート農業技術等の開発 及びその成果の普及に関する計画 （開発供給実施計画）【法第13条～第19条】

【開発供給事業の内容】

・農業において特に必要性が高いと認められるスマート農業技術等※²の開発及び当該スマート農業技術等を活用した農業機械等又はスマート農業技術活用サービスの供給を一体的に行う事業

※² スマート農業技術その他の生産方式革新事業活動に資する先端的な技術

【申請者】

・開発供給事業を行おうとする者
（農機メーカー、サービス事業者、大学、公設試等）

【支援措置】

・日本政策金融公庫の長期低利融資
・農研機構の研究開発設備等の供用等
・行政手続の簡素化（ドローン等の飛行許可・承認）など

26

【税制特例】①の計画に記載された設備投資に係る法人税・所得税の特例（特別償却）、②の計画に記載された会社の設立等に伴う登記に係る登録免許税の軽減